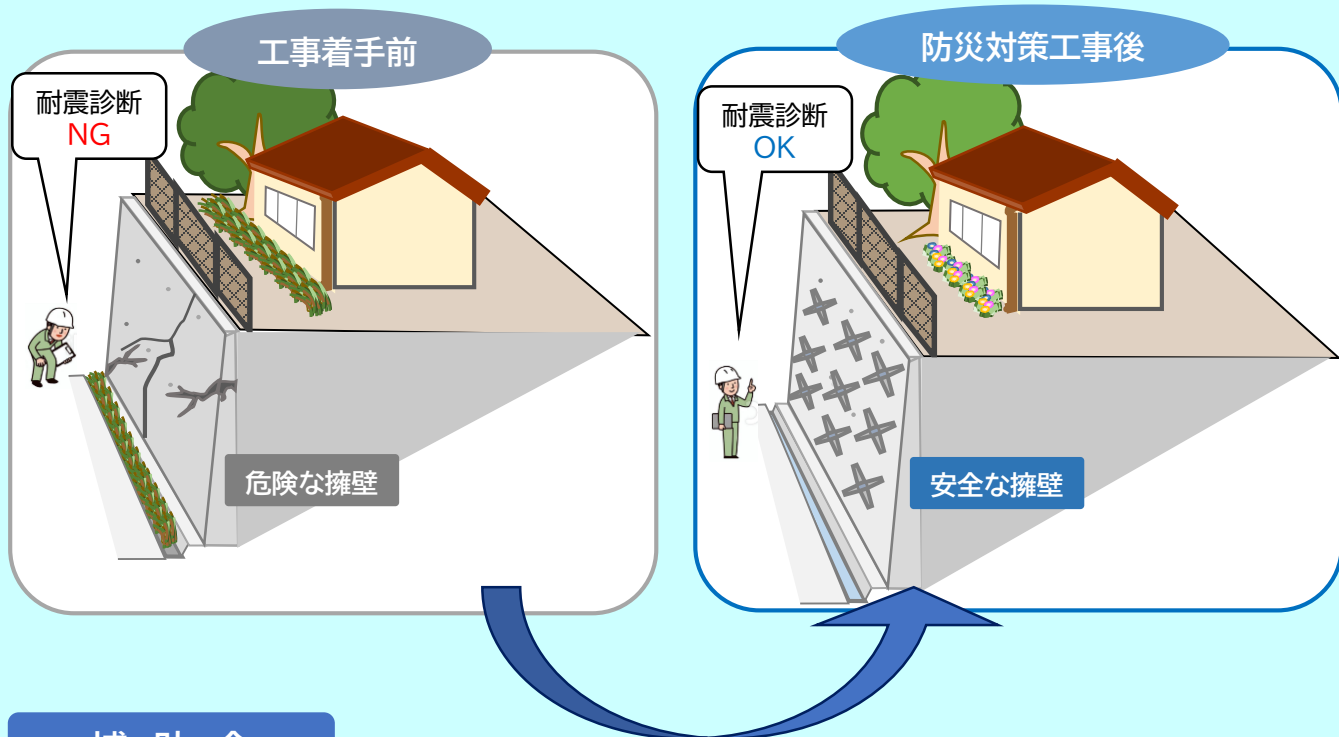


住宅防災対策工事補助金のご案内

目的・概要

地震により倒壊の危険性があると判断された**住宅等の基礎となる擁壁**に対し、所有者等による**耐震改修**を目的とした対策工事を行うために、必要となる費用の一部を補助します。



補助金

住宅の場合

- ・防災対策工事費にかかる費用※
 - ・市で定めた単価により算出した金額※
- いずれか少ない額の
23%(補助上限**230万円**)
※消費税等は対象外

マンションの場合

- ・防災対策工事費にかかる費用※
 - ・市で定めた単価により算出した金額※
- いずれか少ない額の
1/3(補助上限**333万3千円**)
※消費税等は対象外

補助対象となる費用

耐震診断費

設計費

耐震改修工事費

その他

補助対象外

補助対象となる費用

補助対象外

補助金の交付条件は、次の1～3のすべてに該当する必要があります。

1 補助申請者

- ① 防災対策工事を実施する擁壁の所有者及び被災想定家屋の所有者
- ② 営利を目的としない個人

※所有者が複数いる場合は、代表者を選任してください。

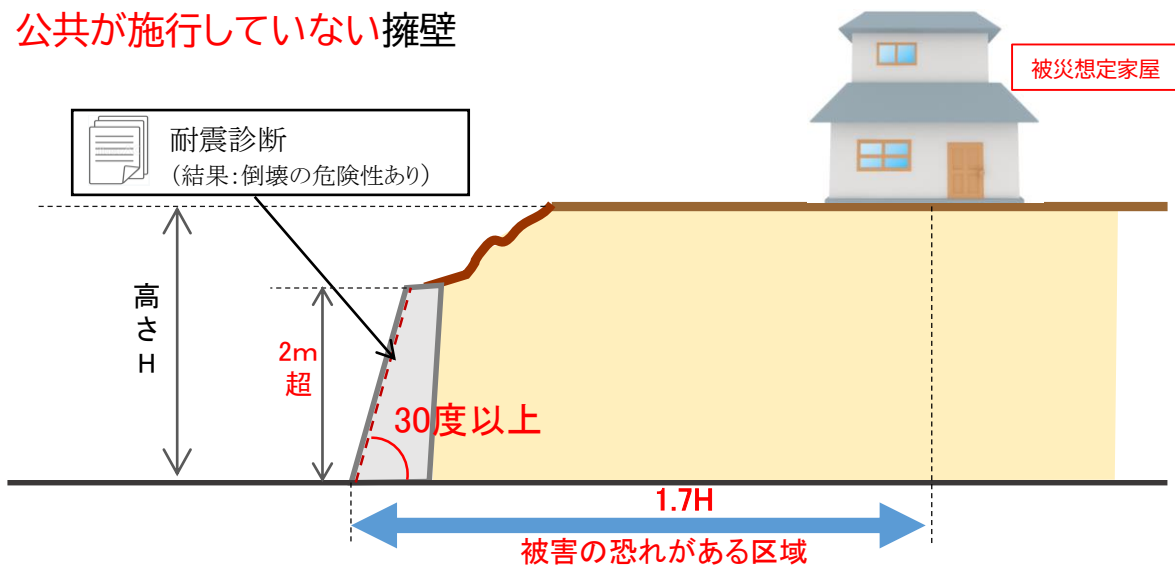
2 補助対象地

① 被災想定家屋がある崖※1, 2

※1 崖の下端から水平距離が高さの1.7倍未満の区域にあるものが対象です。

※2 被災想定家屋1戸に対し 複数の擁壁が補助対象地に該当する場合は
一連の擁壁とみなし、一度しか申請できません。

- ② 勾配が30度以上かつ高さ2メートルを超える擁壁
- ③ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された擁壁
- ④ 工事施工後10年を経過している擁壁
- ⑤ 本補助金による防災対策工事が行われていない擁壁
- ⑥ 「急傾斜地崩壊対策事業」及び「小規模崩壊地復旧事業」等により
公共が施行していない擁壁



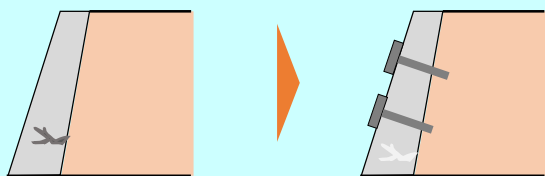
3 補助対象工事

- ① 耐震診断の結果、地震により倒壊の危険性があると判断された擁壁の耐震改修を目的とした工事
- ② 土地利用の向上を目的としない工事

補助対象工事のイメージ

【擁壁の耐震改修工事】

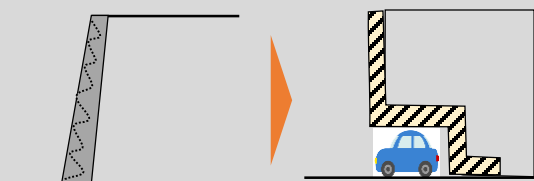
アンカー工



補助対象工事とならない工事のイメージ

どんな場合でも

土地利用を図る工事



4 補助対象工事の具体例

鉄筋コンクリート擁壁



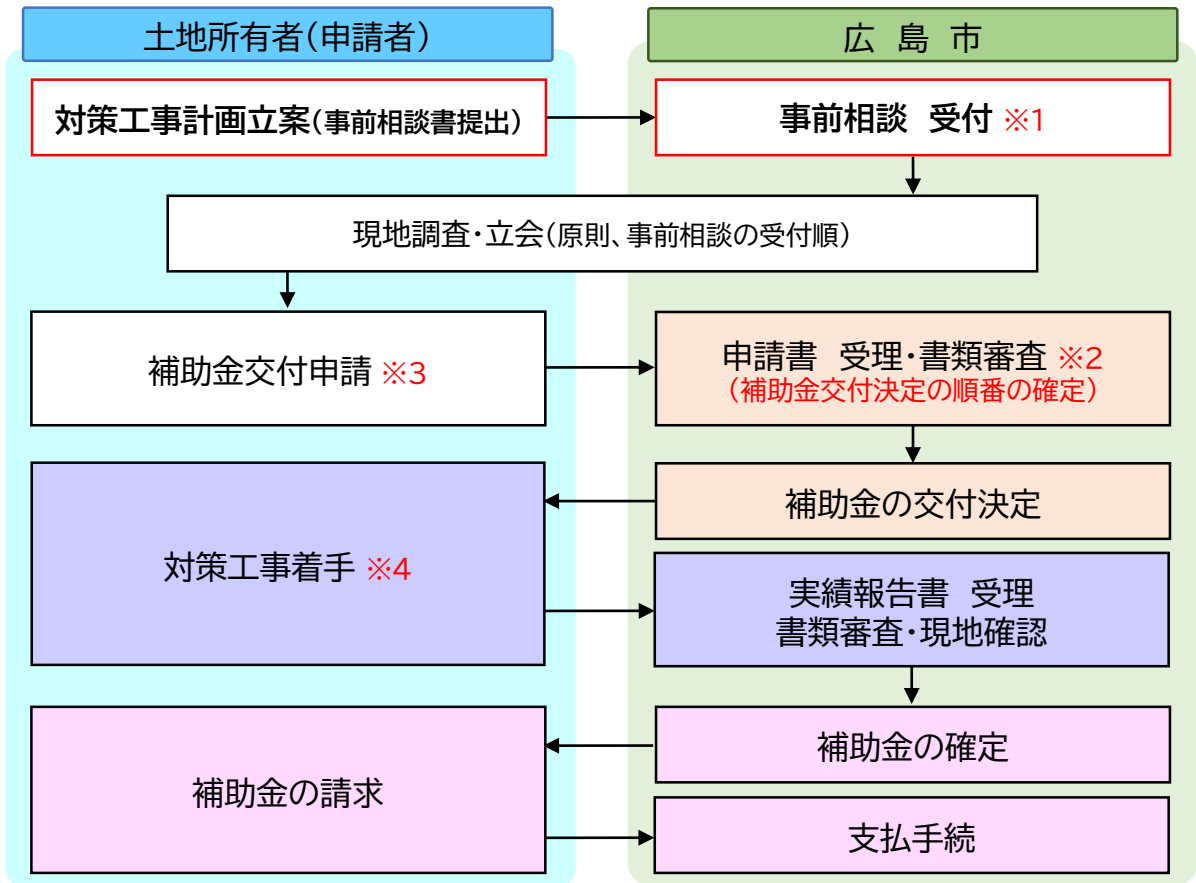
無鉄筋コンクリート擁壁



注意事項

- ① 被災想定家屋に対し一度しか申請できません。
- ② 補助金の交付決定が通知されるまで、工事の契約及び着手をしてはいけません。
- ③ 補助金を受けた擁壁及び擁壁が存する土地は10年間、売買、貸し付け、担保の設定、又は取り壊し等の制限を受けます。

補助金交付申請の主な流れ



- ※1 事前相談書の提出は、持参・郵送・電子メールとし、原則、受付順に現地調査・立会を行います。
(補助金交付決定の順番ではありません。)
- ※2 補助金申請書の提出は、持参・郵送・電子メールとし、必要書類を揃えて提出された順番で受理
(補助金交付決定の順番の確定)します。なお、同一日に複数申し込みがあった場合は、後日、公開抽選を行い、受理の順番を決定します。
- ※3 やむを得ない事情により、防災対策工事が複数年度にわたる場合は、補助申請書に合わせて全体設計承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。
- ※4 補助金の交付決定が通知されるまで、工事の契約及び着手をしてはいけません。

事前相談時の提出書類

- 防災対策工事補助金事前相談書(第16号様式)
- 位置図
- 現地写真

広島市 下水道局 河川防災課

住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 12階

電話 082-504-2377 FAX 082-504-2458

E-mail kasen@city.hiroshima.lg.jp



詳細は、広島市のホームページで要綱等をご確認ください。